

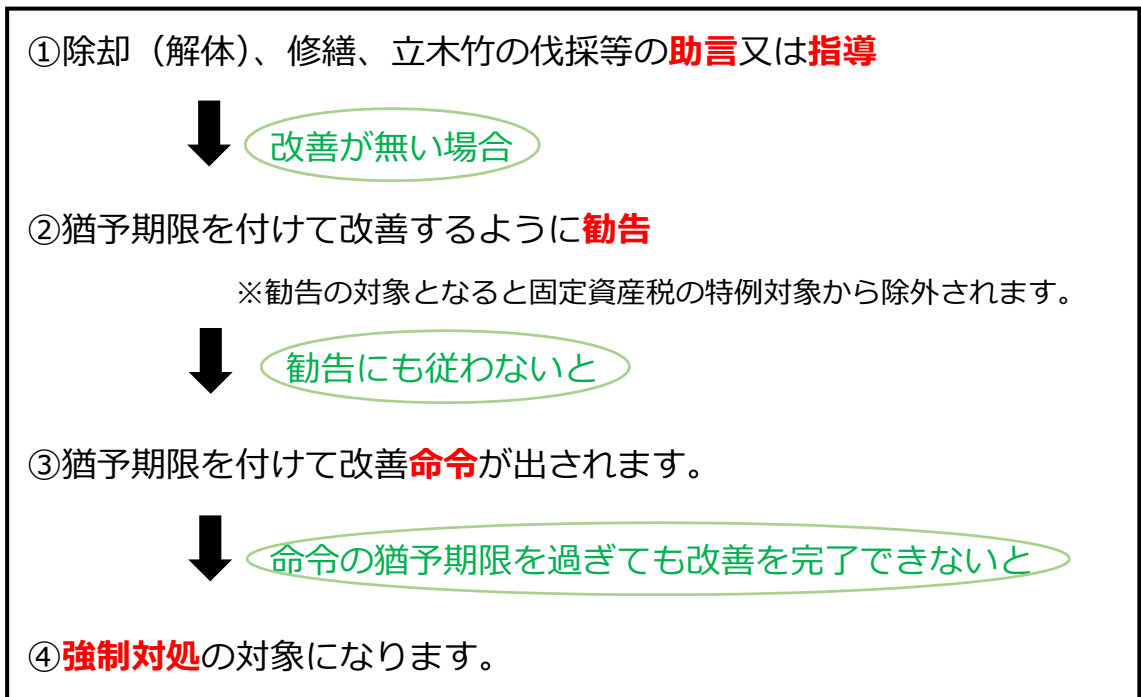
# 古くなった空家の解体は、当社へご依頼ください

平成 27 年 5 月 26 日から完全施行された『**空き家対策特別措置法**』では、著しく保安上の危険となるおそれがある空き家、著しく衛生上有害となるおそれがある空き家について、「**特定空家等**」とみなされ、強制的に対処できる規定が設けられました。

「**特定空家等**」とは

- そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

強制執行は段階的に行われます。



改善の費用は所有者負担です。

所有者が負担できなくても、市町村が負担してその費用を所有者に請求します。

現在は問題ない空き家でも、やがては「特定空家等」に分類され、いずれ行政指導や命令の対象になることは避けられない問題です。

特に、人が住まない家は劣化が進みやすく、定期的な管理が必要なのです。

**空家の解体をお考えの方は、当社へご相談下さい。お見積は無料です。**